

## 令和5年度小樽市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 目的

本調達方針は、障害者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、もって障害者が地域において自立した生活が送れるよう、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的に策定する。

### 2 適用範囲

本調達方針は、小樽市の全ての部局等（以下「各部局等」という。）が発注可能な物品等に適用する。

### 3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護とともに施設入所支援を行う施設。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（以下、「特例子会社」という。）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③を全て満たすこと。）

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達を推進する物品等

本市において調達を推進すべき物品等は、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 物品等の調達目標

各部局等は、予算の適正な執行、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

6 調達の推進方法

(1) 福祉総合相談室は、本調達方針に関する全庁的な周知を図る。

(2) 福祉総合相談室は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報収集を行い、各部局等への情報提供を行うとともに、必要に応じ、障害者就労施設等との

連絡調整を行う。

(3) 各部局等は、障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達に努める。

(4) 各部局等は、新規事業の実施や公共施設の新設等、物品等の調達が新たに生じる場合は、福祉総合相談室と連携し、障害者就労施設等からの調達について検討を行う。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 各年度において、小樽市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、小樽市ホームページ等により公表する。本方針の見直しを行った場合も同様とする。

(2) 年度の終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、小樽市ホームページ等により公表する。